

# ICA年次会合：「説明責任、透明性、情報へのアクセス」参加報告

国立公文書館 統括公文書専門官室 公文書専門員

中山 貴子 なかやま・たかこ

## 1. はじめに

2013年11月22日から24日まで、ICA／ベルギー政府／ベルギー国立公文書館の主催により、ブリュッセルのザ・スクエアにおいて、第1回国際公文書館会議（ICA）年次会合が開催された。年次会合は、2011年まで57年にわたって開催された国際公文書館円卓会議（CITRA）を改組したものである。参加資格がA会員（連邦／国立公文書館等）及びB会員（専門職団体・教育機関等）に限定されていたCITRAと異なり、年次会合ではC会員（地方公文書館・国際機関等）及びD会員（個人）を含むすべてのICA会員が参加可能となった。新制度下での記念すべき初会合のテーマは「説明責任、透明性、情報へのアクセス」。約100ヶ国から500人の参加者があった。当館からは、加藤丈夫国立公文書館長他、3名が出席した。以下、期間中に並行して行われた運営会合の様態と併せて報告する。

## 2. 専門プログラム

専門プログラムは11月23日（土）・24日（日）に行われた。基調講演のほか、5つのセッション計15の分科会からなり、60名以上の発表者が登壇した。専門プログラムのプレゼンテーションの要旨の一部はICAウェブサイトから入手可能である<sup>1</sup>。

### 2.1 基調講演

#### 2.1.1 「世界的開発の礎としての記録：我々がその一翼を担うための準備は整っているか」

Dr. Anne Thurston（インターナショナル・

#### レコード・マネジメント・トラスト<IRMT> ディレクター）

Thurston氏は、公共セクターにおける記録管理向上に取り組む非営利組織であるIRMTを1989年に立ち上げ、以来ディレクター職を務め続けている。

近年、「透明性」の文脈で適切な記録管理がますます重要になってきている。実際、国際的な枠組みであるオープンガバメント・パートナーシップを始め、国連や世界銀行の様々な取り組みにおいて、政府の説明責任やデータの信用性といったものが貧困の撲滅や持続可能な発展を達成する鍵として挙げられている。こうした潮流にも拘わらず、この分野における記録管理者の重要性は看過されがちだと氏は指摘する。専門家としての外部への情報発信が軽視されているが、データ保護やデジタルリポジトリ等、管理面への投資は、長期的に見て重要であることを国際開発担当者は理解すべきだという。

#### 2.1.2 「情報へのアクセスと個人データ保護」

##### Mr. Willem Debeuckelaere（ベルギー・プライバシー委員会委員長）

プライバシー委員会は、ベルギー下院の下で、データ利用とプライバシー保護のバランスを取り、情報セキュリティの標準策定に関与することを使命とする。このプライバシー委員会において、医学研究のために政府が保有する個人データを公開するか否か、利害関係者と対話を重ねた経験から、10月に欧州議会の委員会会で可決されたEUデータ保護規則案は、プライバシーの問題を重視しすぎた結果、「忘れられる権利」という名の怪物を産み

出したと指摘する。Debeuckelaere委員長は、同規則において個人の不利益情報を削除するのではなく、アーカイビングするという選択肢はなかったかと疑問を投げかけた。また、科学研究におけるアーカイブズへのアクセスの重要性を強調し、プライバシー委員会の役割は、政府情報への門戸を広く開放し、研究を支援することにあるとした。

### 2.1.3 「境界を越えて—説明責任を負うのは誰か、そしてなぜそれが重要なのか」

Dr. Alison North (ARMA インターナショナル国際担当ディレクター)

実業界側からの議論として、組織の幹部が所属組織の情報ガバナンスに関与することの重要性を説き、説明責任を果たせないで見なされた組織には、組織の死と破壊が待ち受けるのみであると警告する。説明責任とは自己の行動や決定に責任を持つということであるが、これは何も情報管理者にのみ関わる問題ではない。今や誰もが正確かつ完全な情報を伝達することを求められている。情報管理者は、法律家、監査人、エンジニアといった、情報に携わる異業種の関与を歓迎し、情報の流れに生まれたこの変化を上手く活用すべきだとする。

基調講演に続いて行われたディスカッションでは、政府においてデータ保護と情報公開を担当する部署を分けるべきか否かについて、活発な意見が繰り広げられた。また会場からは、アーキビストやレコード・マネージャーという仕事への理解を促すため、他の専門職との交流や外部へのマーケティングが必要だとする意見も出された。

## 2.2 分科会「オープンガバメントとオープンデータ」

### 2.2.1 「オープンガバメントと情報の信用性：基準となる規制枠組みとその範囲」

Mr. James Lowry (インターナショナル・レコード・マネジメント・トラスト (IRMT))

IRMT 及び IRMT が策定したオープンガバメント

を実現するための指標ツールの紹介。IRMT は、英国がオープンガバメント・パートナーシップ加盟国に求められる、「開かれた政府」を実現するための行動計画を策定するにあたり、コンサルタントとして協力している。この行動計画では各目標を達成する期限を明確に打ち出すことが求められる。

IRMT の指標ツール「オープンガバメントと信頼に足る記録」は、法律、政策、標準、社会基盤、人員配置、専門的研修といった項目でオープンガバメント実現のための行程をいくつかの段階に分け、各項目における国／組織の達成度を把握できるようにしたものである。

### 2.2.2 「オープンデータ運動の影響」

Mr. José M Alonso (ワールド・ワイド・ウェブ基金)

オープンデータは、政府の透明性や効率性を高め、市民の政治参加や経済成長を促進する等、様々な恩恵をもたらすとされる。しかし Alonso 氏によれば、事例証拠が蓄積されているだけで、この取り組みの効果を示す信頼できる証拠はないのが現状だという。取り組みが長期的に機能するためには、影響を受ける 6 分野（政治、法律、組織、技術、社会、経済）を総合的に捉える視点が必要であり、また効果を計る指標はデータの量ではなく有用性におくべきであると氏は指摘する。

### 2.2.3 「一参加者以上の存在へ：オープンガバメントの要としてのアーキビスト」

Ms. Miriam Nisbet (米国国立公文書記録管理院政府情報サービス局長)

米国国立公文書記録管理院 (NARA) 政府情報サービス局長を務める Nisbet 氏が、記録管理の現代化や機密解除制度改革等、オープンガバメントに向けた NARA の取り組みを紹介した。政府情報サービス局は、情報公開法を監督する部署である。NARA では、オープンガバメント・パートナーシップ加盟国として求められる行動計画策定のほか、文字起こしやタグ付けに市民ボランティアを動員するクラウドソーシング・プロジェクトをいくつ

も手がけている。

米国では、記録管理の重要性が大統領指令や大統領府の覚書の中でたびたび指摘されており、こうしたトップダウン式の支援が重要だと強調した。

## 2.2.4 「アーカイブズ、オープンデータと総合的な情報政策の展望」

Mr.Malcolm Todd (英国国立公文書館公記録・情報政策部長)

EUが6月に発表した、公共セクターが作成・保有する情報の再利用に関する指令では、情報の再利用が義務化され、MLA (美術館、図書館、文書館)もオープンデータの義務を負うことになった。また、データ提供の対価をできる限り低くすることや利用者の救済機関設置も規定された。背景には、文化的情報の流通を少ない負荷で促進するという政策意図がある。英国国立公文書館では、文書の公開までの期間を20年に短縮化したり、ハックデイ (ソフトウェア開発者が、制限時間内にプログラムの開発やサービスの考案等を行い、その技能やアイデアを競う催し) を開催する等の取り組みを通してオープンデータに貢献しているという。Todd氏は、複数ある政策課題のバランスをとりながら取り組むことが重要であるとした。

## 2.3 分科会「記録管理と政府の取組み」

### 2.3.1 「フランスの公文書館と個人データ：法、アクセスそしてセキュリティ」

Mr.Hervé Lemoine (フランス省庁間アーカイブズ部長)

フランス国内のアーカイブズを統括する立場にあるLemoine氏が、同国における個人データの歴史的及び法律的な位置づけを概説した<sup>2</sup>。

フランスの法では伝統的に個人の権利が手厚く保護され、公開される個人情報も限定的だった。しかしデジタル化が進展するにつれ、データの漏洩や拡散により、個人情報が脅かされるようになってきた。フランスにおいて、個人情報の保護とは、個人が何度も他人に調べられないようにすることを意味する。

「忘れられる権利」について、まだアーカイブズ界の見解が統一されたわけではないが、プライバシーを保護するために個人名を削除することは、記録の内容が変わることを意味する。それによって、法的救済を阻まれる人も出てくるだろう。そのことに対する社会的責任を誰が負うのか、考える必要があるだろう。

### 2.3.2 「政府の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするために—日本政府の挑戦」

加藤丈夫 (国立公文書館長)

当館の加藤丈夫館長が、公文書管理法下における行政機関及び当館の責務、一元的な文書管理システムやデジタルアーカイブについて発表を行った。



発表を行う加藤館長

### 2.3.3 「オーストラリア国立公文書館のデジタルビジネス計画工程表」

Mr.David Fricker (オーストラリア国立公文書館長)

オーストラリア国立公文書館長による同館 (NAA) のデジタルアーカイブ化のための中期計画 (2013-2016年) の紹介。オーストラリアは政府機関における記録管理のデジタル化を進めており、2015年以降NAAでは、デジタル形式で作成された記録はデジタル形式でのみ受け入れる予定である。これは従来のモデルが機能しない領域であるため、ビジネスプロセスを一から設計し直す必要がある。その際、変化や劣化が早く進行するボーン・デジ

タル記録の特徴をふまえ、省庁で作成されたデータが自動的にNAAに送られてくるようなシステムを設計する必要があるという。そのためNAAでは省庁の協力の下、資料収集方針の見直しを進め、省庁が標準メタデータスキーマを導入するよう働きかけている。Fricker氏は、デジタル化により、評価選別、移管、資料へのアクセス等の面でアーカイブズは新たな決断を迫られることになるだろうと指摘する。

### 2.3.4 「アーカイブズ2020：デジタルアーカイブのための国家的基盤整備に向けた技術革新と連携」

Ms.Anouk Baving（オランダ国立公文書館プログラムマネージャー）

アーカイブズ業界を電子政府のパートナーとして強化・動員する取り組みである「アーカイブズ2020」について、オランダ国立公文書館における担当者であるBaving氏がプレゼンテーションを行った。オランダでは2006年から、情報戦略が国立公文書館長及び各省のCIO（情報化統括責任者）の所掌となり、2017年の政府の完全電子化に取り組んでいる。「アーカイブズ2020」において、アーカイブズは政府と社会を繋ぐ存在と位置づけられている。これを受け、オランダ国立公文書館ではデジタル持続可能性やアーカイブズへのオープンアクセス等を柱とする2013-2016年の国家戦略を策定し、国内のアーカイブズと連携したデジタル・レポジトリ構築を進めている。

## 2.4 分科会「法的問題—情報アクセス権とデータ保護権の相克」

### 2.4.1 「アクセスとプライバシー：情報の自由とデータ保護のはざまのアーカイブズ」

Dr.Michael Hollmann（ドイツ連邦公文書館長）

情報へのアクセスとデータ保護、この二つの相反する課題にいかにして取り組むか、ドイツ連邦公文書館の見解が示された。連邦公文書館の主たる役割は少しでも多くの情報を公開することにあ

るが、20世紀に独裁政権を経験したことから、ドイツでは国の情報開示から個人を守ろうとする意識が強いという。EUデータ保護規則案では、目的達成後データを削除することとしているため、当初と異なる目的で情報を利用しようとする場合について、法的基盤の整備が必要となる。この点について連邦レベルではまだ作業継続中ではあるものの、今後は個人情報データベースとして継続的に利用するのは難しいと見られている。はじめから個人情報を含まない「クリーンな」情報を保存するといった対応も考えられるだろうが、そもそも「忘れられる権利」で情報削除を望む人が実際のところどれだけいるかは未知数であるため、連邦公文書館では「忘れられない」ための努力を重ねているところだという。

最後に、Hollmann氏は、人は忘れ去られるのではなく、歴史に残る必要があるとして、フランスによるEUデータ保護規則案見直しを求める請願への参加を呼びかけた。

### 2.4.2 「難しい関係：ベルギー国立公文書館の事例」

Mr.Paul Drossens（ベルギー国立公文書館アーキビスト）

プライバシーに関するベルギー国立公文書館の取り組みが紹介された。ベルギーはアーカイブズ法（1955年制定、2009年改正）で情報アクセス権を、プライバシー法（1992年制定）でプライバシー権をそれぞれ保障しているため、国立公文書館の文書に一律にアクセスできるわけではない。また、機密解除を規定した法律がないことも、国立公文書館に移管された記録へのアクセスを阻んでいる。そこでベルギー国立公文書館では、目録記述の範囲を媒体によって変えたり、特定の資料群については利用条件を緩和する等、情報公開と個人情報保護のバランス取りを工夫しているという。

### 2.4.3 「コミュニケーション手段、コミュニケーションとオンラインでの情報伝播—これらは何が違うのか」

#### Mr. Bruno Ricard (フランス省庁間アーカイブズ部規制・標準担当補佐官)

2008年制定のアーカイブズ法は、記録が作成後速やかに利用に供されるよう義務づけているが、ここでいう「記録」にデジタル記録（デジタル化されたもの及びボーン・デジタル）は含まれないと解されている。一方で個人情報を含むデジタル記録はデータ保護法の適用を受け、第三者によるアクセスが制限される。結果としてフランスではデジタル記録の公開が進んでいないという。しかし「忘れられる権利」を盛り込んだEUデータ保護規則が成立すれば、フランスはアーカイブズに関する国内法を改正しなければならない。Ricard氏は、これを機にこれまで法的空白となっていたデジタル記録のアクセスに関する法を整備すべきだと指摘した。

#### 2.4.4 「スイス連邦公文書館とデジタルアクセス提供に伴うデータ保護問題」

##### Mr. Martin Fries (スイス連邦公文書館リソース開発部門副責任者)

スイスでは連邦データ保護法により、センシティブな個人データを含む目録をオンラインで公開することができない。そこで法と抵触することなく政府としての透明性を達成するため、連邦公文書館では紙目録とオンライン目録を用意し、オンライン目録では個人データが表示されないようにした。完全版の紙目録は閲覧室内でのみ利用可能であり、資料は閲覧室内の特別な一角で供しているという。連邦機関として法の枠内で解決策を模索することの重要性が強調された。

### 3. 国立公文書館長フォーラム

国立公文書館長フォーラム (Forum des archivists nationaux, FAN) は、年次会合の参加資格がICAの全会員に拡大されるのに伴い、国の機関であるA会員固有の課題を討議する場として2012年に正式に設置された。ブリュッセルでの会合に先立ち、10月にFAN事務局員選挙が行われた。その結果、David Frickerオーストラリア国立公文

書館長が正式にFAN議長に就任した。

今回の会合では、主にFANの指向すべき戦略的対応について討議が行われた。データ保護、プライバシー、著作権等のアーカイブズを取り巻く様々な課題にFANとしてどのように取り組むべきか。この問いかけに対し、FANのポリシー・ステートメント (政策綱領) やポジション・ペーパー (政策方針) の発表、各国政府の影響力をもつ人物への働きかけ、産業界との連携といった案が出された。また、その前提として、ICA内におけるFANの位置づけ、特に他のICA組織との関係を明確にすべきとの指摘がなされた。

FAN運営に関する討議に続き、年次会合のテーマ「説明責任、透明性、情報へのアクセス」を主題とする3本の発表があった。その要旨は下記の通りである。

#### 「ICAの立場と戦略的見解」

##### Mr. Martin Berendse (ICA会長、オランダ国立公文書館長)

ICA会長が、情報への権利 (right to information) に対するICAの取り組みについて発表を行った。ICAアーキビスト倫理綱領 (1996年) に始まり、世界アーカイブズ宣言 (2011年)、アーカイブズへのアクセスに関するICA原則 (2012年) と、ICAは情報への権利に関わる文書の策定に関与してきた。オープンガバメントやオープンデータといったテーマは、これまで情報管理の流れの下流に置かれてきたアーカイブズを、その上流に位置づけ直す可能性をはらんでおり、特にオープンデータは、アクセスの概念自体を変えうるものであると指摘した。欧州で問題となっている「忘れられる権利」については、私見であると断った上で、民間ではともかく、公共セクターでは難しいだろうとした。また、自身が国立公文書館長を務めるオランダでは、アーキビストを政策決定プロセスに参加させるための枠組みが形成されつつあることが併せて紹介された。

### 「オープンガバメントと公文書館の役割」

Hon. John Bannon (オーストラリア)

発表者のBannon元南オーストラリア州首相は、現在オーストラリア国立公文書館（NAA）諮問委員会委員長を務めている。氏によると、国際的枠組みであるオープンガバメント・パートナーシップに加盟したオーストラリア政府がNAAに期待するのは、効率的な組織運営と情報の自由の達成である。政府情報の利用による市民の政治参加の促進といったオープンガバメントのプラス効果ばかりが喧伝されることに若干の疑義を挟みつつも、オープンガバメントを支える利害関係者の一つとして、アーカイブズも政策決定に関与することが重要だと説く。アーカイブズは、政府が必要とするものを提供することができる。具体的には、①政府に関与し続け、ソリューションの一部となること、②サービス向上の宣伝、③アーカイブズのコンパートメント化を避け、単なる保管庫ではない政府全体をカバーする機関となること、④官僚機構や関連団体との良好な関係の構築、⑤グローバルなレベルでのアドボカシー活動の支援（国際会議にコメンテーターとして参加する等）、⑥国際的なパートナーシップへの参加、を実施すべきだという。

### 「公的情報アクセス法」

Mr. Jaime Antunes da Silva (ブラジル国立公文書館長)

Da Silvaブラジル国立公文書館長が、近年急速に整備が進められた同国の情報公開制度を紹介した。20年以上にわたる軍事政権時代を経験したブラジルは、オープンガバメント・パートナーシップにも立ち上げから参加する等、現在この分野に積極的に取り組んでいる。公的情報アクセス法（2011年制定、2012年施行）は、憲法の一装置として、国、連邦、地方が保有する情報だけでなく、公共企業に関する情報へのアクセスも保証している。

「真実委員会」は、軍事政権時代の人道犯罪を追及し、国家的な和解を進めるべく2011年に設置された。2014年に報告書を提出することになって

おり、その作成には国立公文書館も文書の機密指定解除を通して協力する。

ブラジルでは機密度に応じた三段階の保存年限が設けられている（最高機密は25年、機密は15年、その他は5年）。保存期間を延長することも可能だが、相当の理由がないと認められない。

## 4. 国際アーカイブズ開発基金理事会

国際アーカイブズ開発基金（Fund for the International Development of Archives, FIDA）は、開発途上国におけるアーカイブズ関連プロジェクトを支援する基金である。今年の理事会では、2013年春から夏にかけてFIDAに応募があった23件の応募書類のうち、選考基準に適合した15件について個別に検討した。最終的に、カメルーン、カンボジア、レバノン、バヌアツからの申込みに、合計27,000ユーロ程度の補助金を支給することに決定した。ただし一部のプロジェクトについては、ICA執行委員会と再度協議をした上で最終結論を下すこととなった。

## 5. ICA総会

2012年のブリスベン大会年次総会で採択された新ICA憲章において、年次総会に代わるICAの最高意思決定機関として総会（General Assembly）が新設され、ブリュッセルが第一回総会となった。この制度変更に伴い、これまでA、B会員に限定されていた議決権がC会員にまで拡大され、従って総会ではICAのすべての機関会員が議決権を有することとなった。なお、D会員は総会における議決権を有しないものの、発言権を認められている。

ICAの新しい法的枠組みとして、ICA憲章では基本的な原則のみを定め、詳細は内部規則で定めることとなっている。内部規則は執行委員会の承認を得た後、総会で正式に承認されなければならない（ICA憲章第5条2(a)(viii)、第9条2(h)）。今回は、①総会における加重投票制度の票の配分、②ICA役員選挙手続、③フェロー制度の3つの規則案が諮られ、いずれも承認された。①については、A会員が4票、B会員が2票、C会員が1票を

与えられることとなり、即日適用された。②については、2014年に行われる役員選挙から適用される。

また、今後のICAの主要な会合開催地に関する発表があった。まず2014年の年次会合開催地として、ジローナ（スペイン）がプレゼンテーションを行った。「アーカイブズと文化産業」をテーマに10月11日～15日の日程で開催予定である<sup>3</sup>。続いて、2015年の年次会合開催地として、モザンビークが正式に承認された。ICAではアフリカにおける啓発を目的に、2015年をアフリカ開催の年と定め、かねてサブサハラアフリカ地域の候補地を募集していた。最後に2016年のICA大会開催地である韓国がプレゼンテーションを行い、「アーカイブズ、調和、友情」をテーマに9月上旬に開催されることが発表された。

総会ではこのほか、2013年のICA各部署の活動年次報告、2013年度外部監査報告、2014年度予算案等を承認した。

## 6. おわりに

今回の会議でひときわ印象的だったのは、10月に欧州議会の市民的自由・司法・内務委員会で可

決されたEUデータ保護規則案が欧州のアーカイブズ関係者にもたらした波紋の大きさであった。同規則案は、作成・収集された個人データは、本来の目的を達成した後、破壊されねばならないとする。EU法における「規則（Regulation）」は、法的拘束力が最も強い法規範で、加盟国に直接適用される。これまで個人データ保護に適用されたのは、国内法制化を要する「指令（Directive）」であっただけに、関係者は一層強い危機感を持っているのかもしれない。同規則案は2014年3月に欧州議会の第一読会で審議される予定である。今後の経過は注目に値しよう。

ところで今回の年次会合は、当初リオデジャネイロでの開催が予定されていたものが、ブラジルの財政難を理由に一度白紙になったところ、ベルギーの協力で無事開催の運びとなった。通常よりも短い準備期間であったにも拘わらず、会期等の運営面はなるべくコンパクトに、しかし専門プログラムは手厚く、というICA事務局の難しい注文を見事にこなしたベルギー国立公文書館に、ヨーロッパの首都の公文書館の底力を見る思いであった。改めて関係者の労に謝する次第である。

<sup>1</sup> International Council on Archives. “List of speakers.” <http://www.ica.org/14644/speakers/speakers.html> (アクセス：2014年1月8日)

<sup>2</sup> フランスにおけるアーカイブズ管理制度の概要については、本誌p. 28～41の小宮山敏和・太田由紀「フランスの公文書館制度及びフランス国立公文書館視察報告」を参照されたい。

<sup>3</sup> 2014年のICA年次会合は第9回欧州アーカイブズ会議や第13回画像研究セミナーと同時開催される。これらの会合の合同公式サイトURLは<http://www.girona.cat/web/ica2014/eng/index.php>

## 第1回 ICA年次会合プログラム

2013年11月23日(土)			
09:00-09:30	開会式 ・ Karel Velle (ベルギー国立公文書館長) ・ Philippe Courard (ベルギー科学政策大臣) ・ Martin Berendse (ICA会長)		
09:30-11:00	基調講演 ・ Anne Thurston (インターナショナル・レコード・マネジメント・トラスト <IRMT> ディレクター) 「世界的開発の礎としての記録：我々がその一翼を担うための準備は整っているか」 ・ Willem Debeuckelaere (ベルギー・プライバシー委員会委員長) 「情報へのアクセスと個人データ保護」 ・ Alison North (ARMAインターナショナル国際担当ディレクター) 「境界を越えて—説明責任を負うのは誰か、そしてなぜそれが重要なのか」		
11:30-13:00	セッション1		
	分科会1 オープンガバメントとオープンデータ	分科会2 記録管理の現代的課題	分科会3 真実と和解 I
	オープンガバメントと情報の信用性：基準となる規制枠組みとその範囲 / James Lowry (インターナショナル・レコード・マネジメント・トラスト)  オープンデータ運動の影響 / José M Alonso (ワールド・ワイド・ウェブ基金)  一参加者以上の存在へ：オープンガバメントの要としてのアーキビスト / Miriam Nisbet (米国国立公文書記録管理院)  アーカイブズ、オープンデータと総合的な情報政策の展望 / Malcolm Todd (英国国立公文書館公記録・情報政策部長)	レコード・マネージャーが文書やデータを全て管理することは可能か？ フランス国立図書館におけるその役割とガバナンスの実際 / Aurélien Conraux (フランス国立図書館ドキュメンタリー・アーカイブズ管理責任者)  記録管理とアーカイビングの完全デジタル化による透明性の実現：ハイブリッドな記録管理及び紙文書を削減するアントウェルペンの経験 / Inge Schoups (アントウェルペン市立公文書館)  ピラミッドの先端：ガバナンスと信用 / Gillian Oliver (ビクトリア大学ウェリントン上級講師)	先住民寄宿学校に関するカナダ真実和解委員会：説明責任、透明性と情報へのアクセス / Claude Roberto (アルバータ州立公文書館アーキビスト、ケベック・アーキビスト協会、SPA運営委員会)  過去との対峙における「真実委員会」アーカイブズの役割 ・ Briony Jones (スイスピース主任研究員) ・ Elizabeth Baumgartner (スイスピース共同プログラム責任者)
14:15-16:00	セッション2		
	分科会1 記録管理と政府の取り組み	分科会2 情報へのアクセス	分科会3 真実と和解 II
	フランスの公文書館と個人データ：法、アクセスそしてセキュリティー / Hervé Lemoine (フランス省庁間アーカイブズ部長)  政府の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うするために—日本政府の挑戦 / 加藤丈夫 (国立公文書館長)  オーストラリア国立公文書館のデジタルビジネス計画工程表 / David Fricker (オーストラリア国立公文書館長)  アーカイブズ2020：デジタルアーカイブのための国家的基盤整備に向けた技術革新と連携 / Anouk Baving (オランダ国立公文書館プログラムマネージャー)	情報の自由とアーカイブズ評価：歴史的証拠の選択に市民が与える影響 / David Clarke (シェフィールド・ハラム大学上級講師)  情報公開法制定への戦い：イタリアの事例 / Giulia Barrera (イタリア文化財・文化活動省アーカイブズ総局アーキビスト)  政策立案における公的記録へのアクセス：市民によるソウル市公文書へのアクセスを通じた委員会改革 / Sangmin Lee (韓国国家記録研究院)	調査、文書とプライバシー：国家の機密記録の国際比較分析  ・ Joel A. Blanco-Rivera (シモンズ・カレッジ助教) ・ Katherine Wisser (シモンズ・カレッジ助教)  決して中立的ではなく：紛争終結国におけるアーカイブズとアーキビスト ・ Mario H. Ramirez (カリフォルニア大学バークレー校プロジェクト担当アーキビスト) ・ T-Kay Sangwand (テキサス大学オースティン校)  植民地アーカイブズのコンテンツ：一つの未研究分野として Ellen Ndeshi Namhila (ナミビア大学図書館長)
16:30-	ICA年次総会		
2013年11月24日(日)			
09:00-10:30	セッション3		
	分科会1 法的問題—情報アクセス権とデータ保護権の相克	分科会2 アーキビストやレコード・マネージャーの役割 I	分科会3 ICAプログラムの紹介
	コミュニケーション手段、コミュニケーションとオンラインでの情報伝播—これらは何が違うの	闇から光へ：情報ガバナンスの専門家が主導して組織のもつ情報の資産価値に光を当てるには /	グッド・ガバナンス・ツールキット / Helen Afi Gadzekpo (ガーナ国立公文書館)

	<p>か/Bruno Ricard (フランス省庁間アーカイブズ部規制・標準担当補佐官)</p> <p>アクセスとプライバシー:情報の自由とデータ保護のはざまのアーカイブズ/Michael Hollmann (ドイツ連邦公文書館長)</p> <p>スイス連邦公文書館とデジタルアクセス提供に伴うデータ保護問題/Martin Fries (スイス連邦公文書館リソース開発部門副責任者)</p> <p>難しい関係:ベルギー国立公文書館の事例/Paul Drossens (ベルギー国立公文書館アーキビスト)</p>	<p>Galina Datskovsky (オートノミー社)</p> <p>情報権、それがアーカイブズへのアクセスに与える影響、そしてアーキビストやレコード・マネージャーが抱える課題:インドの事例/Meena Gautam (インド文化省国立公文書館コンサルタント)</p> <p>情報自由法分野における(アーカイブズが示す)怖れと嫌悪/William Maher (イリノイ大学アーキビスト)</p>	<p>ICA-Reqの啓発やアドボカシー、実施、訓練のための新製品/Helen Walker (オーストラリア国立公文書館)</p> <p>MAST-アーカイブズ標準化のためのモバイル支援/Milovan Mistic (ICA SIO)</p> <p>パートナーシップ:DLMフォーラム基金/Jon Garde (DLMフォーラム基金)</p>
11:00-12:30	セッション4		
	<p>分科会1 ソーシャルメディア世代におけるプライバシーの認識と忘却の権利</p> <p>個人データの保護:アーカイブズが直面する欧州の規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Marie Ranquet (フランス省庁間アーカイブズ部アーカイブズ利用室)</li> <li>Aude Roelly (フランス省庁間アーカイブズ部選別収集管理室長)</li> </ul> <p>ボーン・デジタル:プライバシー及びオンラインのバーチャル視覚資料に対する態度に見る世代間の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Cheryl Avery (サスカチュワン大学アーキビスト)</li> <li>Mona Holmlund (サスカチュワン大学助教)</li> </ul>	<p>分科会2 アーキビストやレコード・マネージャーの役割II</p> <p>オープンガバメントとオープンデータ:レコード・マネージャーはどこに?/Elizabeth Shepherd (ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン情報学部教授)</p> <p>データのマッピング、選択そして開示:ジローナ市議会のオープンデータ計画における記録管理の貢献/Lluís-Esteve Casellas i Serra (ジローナ市議会記録管理責任者)</p> <p>政府機関、情報の危機とアーキビストの付加価値/Frans Smit (アルメレ市監査役兼コンサルタント、アムステルダム大学)</p> <p>アーカイブズ監査サービスと透明性:ベルギーの事例/Kathleen Devolder (ベルギー国立公文書館アーキビスト)</p>	<p>分科会3 市民と政府、アーカイブズ及び歴史の関わり方I</p> <p>アーカイブズ・ポータル・ヨーロッパ連携がアーカイブズのコンテンツ、標準化そしてオンラインに関する今日的課題の発掘にもたらす新視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Kerstin Arnold (APEXプロジェクト技術コーディネーター)</li> <li>Susan Waidmann (APEXプロジェクト標準・ガイドライン担当)</li> </ul> <p>カルテシウス:アーカイブズ、図書館、博物館に地理的情報が及ぼす影響と地図遺産</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Ingrid Vanden Berghe (ベルギー国立地理研究所長)</li> <li>Rink W. Kruk (「カルテシウス・プロジェクト」リーダー、ベルギー国立地理研究所)</li> <li>Marc Carnier (ベルギー国立公文書館アーキビスト)</li> </ul>
14:00-15:30	セッション5		
	<p>分科会1 ICAの広報</p> <p>国立公文書館長フォーラム最新情報:記録管理を政府の優先課題に/FAN (David Fricker、Martin Berendse、Greg Goulding)</p> <p>自ら助くるアーキビストを助く—FIDA実績報告2012-2013/FIDA理事会と被助成プロジェクト担当</p>	<p>分科会2 デジタル世界におけるデータ保護と記録管理</p> <p>プライバシーは危機的状況にあるのか:デジタル世界におけるデータ保護と記録管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Sharon Alexander-Gooding (西インド諸島大学連邦アーカイブズセンター・アーカイブズ記録管理責任者)</li> <li>Cherri-Ann Beckles (西インド諸島大学連邦アーカイブズセンター・アシスタントアーキビスト)</li> <li>Stanley Griffin (西インド諸島大学副総長事務局アーカイブズ・アシスタントアーキビスト)</li> </ul>	<p>分科会3 市民と政府、アーカイブズ及び歴史の関わり方II</p> <p>アーカイブズからの脱却?変化を後押しするデジタル環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Sheila Anderson (キングス・カレッジ・ロンドン教授)</li> <li>Veerle Vanden Daelen (戦争と現代社会に関する歴史研究文書センター(CEGESOMA)ヨーロッパ・ホロコースト研究インフラストラクチャ(EHRI)ワークパッケージ・リーダー)</li> <li>Reto Speck (キングス・カレッジ・ロンドン研究員)</li> </ul> <p>デジタルな歴史:インターネットベースの研究で変わる歴史家の仕事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Pieter Lagrou (ブリュッセル自由大学教授)</li> <li>Kiran Patel (マーストリヒト大学)</li> </ul>
16:00-17:00	まとめ:セッションで提示された主な課題や解決法、今後の進め方についてのプレゼンテーション		